



### 後期高齢者医療の高額療養費支給申請

1カ月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、申請により認められると、自己負担限度額を超えた分が後から支給されます。  
 ※本人による申請が困難な場合、代理人による申請可。入院時の食事代、部屋代などは対象外。申請は初回のみ。後期高齢者医療被保険者証、印鑑、本人名義の預金通帳。申請先は保険年金課、各総合支所市民生活課、各支所。各総合支所市民生活課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

① 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
 ② 保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

### 高齢年金の源泉徴収票を送付します

源泉徴収票は、高齢基礎年金や老齢厚生年金などの高齢年金を受けている方に、昨年中に支払われた年金の総額や年金から差し引かれた所得税などをお知らせするもので、毎年1月下旬に日本年金機構本部から送付しています。  
 高齢年金は、所得税法上「雑所得」として扱われ、所得税が課せられますが、障害年金・遺族年金は課税の対象になっていないため、源泉徴収票は発行していません。  
 ③ 関下関年金事務所(☎225-587)、市保険年金課(☎231-1931)、各総合支所市民生活課

### 非自発的失業者の保険料軽減措置等

リストラなどで職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、在職と同程度の保険料負担となるよう保険料が軽減される場合があります。対象者は申し出てください。すでに国民健康保険に加入している非自発的失業者や、再就職後も該当する場合があります。

④ 65歳未満の雇用保険の特定受給

資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した者か特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方) ⑤ 対象者の前年給与所得を100分の30として保険料を算定。高額療養費などの所得区分判定でも、給与所得は同様に取り扱います。  
 ⑥ 最新の雇用保険受給資格者証、印鑑。⑦ 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
 ⑧ 保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

### 特定健診の受診はお済みですか

国民健康保険に加入している40歳～74歳の方が対象です。平成24年度にすでに受診した方、国民人間ドックを利用した方は申し込みできません。受診券を紛失した方は、再発行しますので連絡を。



### 交通事故のときは必ず国民健康保険などに届け出を

国民健康保険や、後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故など第三者から被害を受け、国民健康保険や後期高齢者医療制度



を使って治療を受けた場合、第三者行為による被害届が必要です。  
 ⑨ 保険年金課、各総合支所へ。  
 ⑩ 保険年金課。▽給付係(☎231-668)▽後期高齢者医療係(☎231-1306)▽各総合支所市民生活課

### 後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が安くなる制度があります。申請月以前の入院には適用されません。事前に申請を。  
 ⑪ 適用期間は申請月の1日～平成25年7月31日。⑫ 後期高齢者医療被保険者証、印鑑、過去1年間の入院領収書、年金証書(老齢福祉年金受給者のみ)。⑬ 保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。  
 ⑭ 保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課



### 国民年金基金の加入相談会

国民年金基金は、国民年金に上積みする公的な年金制度で、老齢基礎年金に上積みして支払われます。  
 ⑮ 国民年金加入者の第1号被保険者(自営業者・学生など) ⑯ 1月24日(木)午前10時～午後3時 ⑰ 市役所1階ロビー  
 ⑱ 国民年金基金(☎0120-654192)、市保険年金課(☎231-1931)



## 相談

### 弁護士無料法律相談

● 豊浦総合支所  
 ① 1月18日(金)午後1時～4時  
 ② 6人(先着順) ③ 1月4日～18日に、電話で豊浦総合支所(☎772-4018)へ。  
 ● 市民相談所  
 ④ 毎週月・木曜日 ⑤ 12人(先着順) ※職員による一般相談も、平日(午前8時30分～午後4時30分)に受け付け  
 ⑥ 市民相談所(☎231-3730)

### 消費生活センターの無料相談会

事前に消費生活センターへ相談後、予約を受け付けます(面接のみ)。  
 ⑦ 市内在住の方  
 ● 消費生活弁護士相談  
 ⑧ 1月11日(金)午後1時～4時  
 ● 多重債務司法書士相談  
 ⑨ 1月10・24日 午後2時～5時 ⑩ 各6人(先着順)  
 ⑪ 関消費生活センター(☎231-1270)



### 行政書士による無料相談会

① 1月7日(月)午前9時15分～午後2時45分 ② 所下リズムシップ会

### 口座振替で国民健康保険料の支払いを希望する方へ

国民健康保険料の支払いが特別徴収(年金引き去り)となっている方で、口座振替での支払いに変更したい方は申請してください。4月支給分年金からの特別徴収中止を希望する方は、1月31日(木)までに申請してください。

特別徴収になる前まで納付書で支払いをしていた方は、事前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。  
 ⑬ 印鑑、保険証、口座振替依頼書  
 ⑭ 本人控え(以前納付書の方のみ)